○内閣府農林水産省経済産業省令第二号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、及び消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）を実施するため、消費生活用製品安全法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年七月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
農林水産大臣　吉川　貴盛
経済産業大臣　世耕　弘成

消費生活用製品安全法施行規則の一部を改正する命令

消費生活用製品安全法施行規則（昭和四十九年農林通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

様式備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附　則

この命令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

○内閣府経済産業省令第二号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う内閣府・経済産業省関係命令の整理に関する命令を次のように定める。

令和元年七月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
経済産業大臣　世耕　弘成

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う内閣府・経済産業省関係命令の整理に関する命令

次に掲げる命令の規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

一　沖縄振興特別措置法第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される中小企業等経営強化法第八条第一項に規定する経営革新計画の承認の申請等に関する命令（平成十四年内閣府令・経済産業省令第二号）

二　中小企業等経営強化法第二十六条第一項に規定する経営革新等支援業務を行う者の認定等に関する命令（平成二十四年内閣府・経済産業省令第六号）

三　産業競争力強化法施行令第四条に規定する内閣府令・経済産業省令で定める基準等を定める命令（平成二十七年内閣府・経済産業省令第一号）

附　則

この命令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

○内閣府・国土交通省令第一号

原子力規制委員会規則

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、並びに原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第十条第一項及び原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第百九十五号）第十一条の規定に基づき、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象の通報手続等に関する省令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年七月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
国土交通大臣　石井　啓一
原子力規制委員会委員長　更田　豊志

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象の通報手続等に関する省令の一部を改正する命令

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象の通報手続等に関する省令（平成二十四年文部科学省・経済産業省・国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象の通報手続等に関する命令

別記様式第一中「又は」を「、」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、別記様式第二中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附　則

この命令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

○内閣府原子力規制委員会規則第一号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第十条第一項及び第十一条第三項並びに原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第百九十五号）第十一条の規定に基づき、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年七月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
原子力規制委員会委員長　更田　豊志

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令の一部を改正する命令

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成二十四年文部科学省・経済産業省令第四号）の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

（電磁的記録媒体による手続）

第七条　次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）及び別記様式第六の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

一　第二条第六項の届出書及び原子力事業者防災業務計画

二　第五条第一号の届出書

三　第五条第二号の届出書

第八条から第十条までを削る。

別記様式第一中「印」及び「（担当者　所属　電話　）」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、備考3を削る。

別記様式第二中「又は」を「、」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第三中「印」及び「（担当者　所属　電話）」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、備考3を削る。

別記様式第四中「印」及び「（担当者　所属　電話）」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、備考2を削り、備考3を備考2とする。

別記様式第五中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。